

第5回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成17年1月18日（火）午後2時～午後4時

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

- 副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長）
片山善博（鳥取県知事）
高木 剛（UIゼンセン同盟会長）
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）
土屋美明（社団法人共同通信社論説委員室論説副委員長兼編集委員）
中川英彦（京都大学法学部教授）
- 議長 宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学講師）
長谷川真理子（早稲田大学政治経済学部教授・理学博士）
毛利甚八（作家）
吉永みち子（ノンフィクション・ライター）

（日弁連）

- 会長 梶谷 剛
副会長 岩井重一
事務次長 藤井 篤 田中晴雄 山本真弓
広報室嘱託 五三智仁

（説明者）

刑事拘禁制度改革実現本部事務局長代行 海渡雄一

以上 敬称略

議 事 内 容

1．開会の挨拶

（宮本議長）

お忙しい中、ご出席ありがとうございます。きょうは清原委員が残念ながら所用のためにお休みです。それでは第5回市民会議を開催させていただきます。

まず最初に、梶谷剛日弁連会長からご挨拶をいただきます。

2．梶谷剛日弁連会長挨拶

(梶谷会長)

梶谷でございます。今日は、大変お忙しいところ多数ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。市民会議を大切にいただいているということがよくわかる出席率であると、心からお礼を申し上げます。

昨年は、私どもは司法制度改革のいわば法案化に向けて総仕上げのときということで努力をいたしました。お陰様で24の法律が成立をいたしました。いわば立法作業が一応完了したという年であったと思います。大変歴史的な年であったと認識しております。今年はその立法化された制度の実行の年であると思っております。私は常日頃、今年の実行元年だという気構えで臨むということをお願いしております。

そして、言葉の遊びではありませんが、私は実施ではなくて実行するんだとっております。私たちが今まで以上に主体的、積極的に取り組み、国民のための司法をつくっていくんだという願いを込めて、実行という言葉を使っておるわけでありまして。

この実行元年において、私どもは今まで以上に日弁連のエネルギーを結集していかなければならないと認識しております。大変難しい問題もこれからたくさんあるとは思いますが、一つひとつハードルを越えていきたいと思っております。この司法改革の実行の大きな柱の一つは、司法支援センターでございます。市民会議からご提出いただきました日本司法支援センターに関する要望書、本当にありがとうございました。これは、私どもとしては極めて重要なご提言と受けとめまして、11月12日に開かれました司法制度改革推進本部の最後の顧問会議に提出をいたしました。この会議には、本部長である小泉総理が出席されておりましたけれども、担当副会長から市民会議からのご要望につきまして説明をいたしました。

また、推進本部の解散後に内閣に設置されました司法制度改革推進室室長宛にも提出いたしましたし、また、法務省の司法法制部にも提出をいたしました。それぞれ説明もしています。

また、日弁連の内部におきましては、12月17日開催の日本司法支援センター推進本部全体会議に配付をいたしました。また、日弁連新聞一面の記事でも紹介をいたしておりますし、さらにホームページでも掲載をしております。私どもといたしましては、今後もいろいろな機会にできるだけこの市民会議のご提言を実現に生かすべく努力をいたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

また、先ほど申しました法務省に設置される司法制度改革実施推進会議に、土屋委員と中川委員が参与として参加されると聞いておりました。大変心強く思っております。今後何卒よろしくお祈りを申し上げます。

今日は、前回に引き続き、「法廷での被告人の服装について」ご議論いただくことになっております。この問題につきましては、私どもも非常に重要な問題と心得ておりました。現在、「刑事手続の在り方等に関する協議会」でも取り上げておるところでございますが、どうぞ市民会議の皆様

様方にも、またさらにご議論をいただいて、そしてその結果をいろんなところに出していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第2の議題は、「依頼者からの苦情処理システムについて」としてありますが、この問題に関しましては、前は窓口というのは設置しておりませんでした。しかしながら、最近では市民窓口を全弁護士会で設置をしております。これをこれから実質的に大いに活用していかなければならないと思っております。いろいろご提言いただくことを心から期待しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。では、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

3. 議事

(1) 議事録署名人の決定

(宮本議長)

どうもありがとうございました。私たちの市民会議が、はや実を結びつつあるというお話を聞いて大変うれしく思っております。それでは、これから議事に入ります。

まず、議事録の署名人なんですが、前はフット委員と長谷川委員にお願いしましたので、順番からいきますと、今回は毛利委員と吉川委員にお願いをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

異議なし

(宮本議長)

では、よろしくお願いいたします。

(2) 議題1 法廷での被告人の服装について

(宮本議長)

それでは、本日の審議に入ります。この議題につきましては、従来からのように副議長と事務局とあらかじめ相談いたしまして決めました。

第1の議題ですが、法廷での被告人の服装について、まず刑事拘禁制度改革実現本部の海渡雄一事務局長代行にお越しいただいておりますので、前回から引き続いてご説明をお願いいたします。

(海渡事務局長代行)

早速、前回ここでご説明して先生方にご議論いただいたことに基づいて、「刑事手続の在り方等に関する協議会」で、検討が行われていると、今会長からご報告があったとおりですが、もう少しバックグラウンドとして1点だけ重要なことなので付け加えさせていただきます。刑事被拘禁者全体の制度改革の問題についてですけれども、今般、新聞等にも報道されていたのでご存じかと思いますが、今年の通常国会に、受刑者の処遇に関する法改正案が出される予定です。

日弁連としては、未決被拘禁者の処遇と受刑者の処遇は分離して、未決についてはなお議論を続行して、受刑者の後に出すべきであるというふうに主張していたわけですが、それに対して、当初法務省、警察庁のほうは、両者一体でもとともにつくろうとしていた刑事施設法案とい

う法案と似たような形で制度改正をしたいというふうに言っていたわけですが、実は画期的な英断がどこかでなされて、未決については1年延ばすということになりました。受刑者の処遇の部分だけを切り離して制度改正するという方向で、今法務省が作っている法案は、受刑者に関するものだけです。皆様方に今ご議論いただいている未決被拘禁者に関する法制度そのものは、今年1年年末までかけて議論されますので、未決被拘禁者の処遇全体について、ご議論いただいて、こういう切り口で取り組んでいただけたことをとてもうれしく思っているわけです。今ならこの問題について大きな制度改革につなげていけるような政治的な状況が訪れているということをもまず最初に報告しておきたいと思えます。

資料の46は「刑事手続の在り方等に関する協議会」の11月24日に行われた協議会の審議メモですが、ここで日弁連側のプレゼンテーションとして、前回先生方からご提起のあったこと、法廷における被告人の外見的印象は、事実認定者の心理に影響を及ぼす事情であると述べました。専門の裁判官であれば、少しだらしない格好をしていても、これは拘置所ではこういう服装しかできないんだと、毎日それを見ているわけですし、一定の心理的なブレーキがかかるんですが、はじめて裁判員に選ばれてそういう服装の人を見たときには、影響が非常に甚大で、これはより深刻な問題となるということで、逃亡や自傷行為の防止の観点から、ネクタイ、ベルト、靴等の使用が制限されている現状というのは大きな問題があるということ指摘しております。また、腰縄や手錠についても、傍聴人や裁判員の目に触れることがない段階で、それは事前に裁判官だけが入って法廷の中で外すのか、法廷に連れてくる前の廊下で外すのかということは、前回お話ししたように争いがあるので、少なくとも目に触れることのない状態でということ要望しました。

そのことに関連して、資料の48がこのプレゼンに際しての資料でして、出廷時の携行物のことも書かれていますが、出廷時のことは2番のところ、このレジユメは前回ご説明したものとほとんど中身同じです。ただ、私も知らなかったのですが、調べていただいたところによると、ネクタイは付けネクタイが認められている。それから女性のパンティーストッキングについても、出廷時には着用が許可されている。それから沖縄で行われた米軍人の強姦被告事件で、海兵隊が裁判所に申し入れをしたところ、被告人にネクタイ等の着用を認めた例がある。裁判所は、米軍人だけの特別扱いではないというふうに言っていますので、もちろん裁判所がこういうことを制限しているわけではありませんので、拘置所側が認めればそれは認めているという趣旨ではないかと思われまます。それからベルトについても、大阪拘置所では貸与を認められているとのことで、扱いが拘置所長の判断によって多少ぶれているということもわかってまいりました。事前に拘置所に申し入れておけば、法廷内に入る前に貸与してくれるということです。ですから、同じような取り扱いを各拘置所でできることも具体的に可能なのではないかと。いろいろな情報を総合してみても、こういうことが確認できたことですので、ぜひこの市民会議で先鞭をつけていただいた課題ですので、より進んだご提言をいただいて、それを受けてまた「刑事手続の在り方等に関する協議会」、さらには、実は今未決被拘禁者全体の問題に関しましては、警察庁と法務省と日弁連三者の協議会というのをずっと行われているのですが、その場でも検討させていただきたいと思って

おります。短いですが、とりあえず以上です。

(宮本議長)

皆様のお手元に、毛利委員からの要望書の案が配られているかと思えます。この案を皆さんお読みいただいたと思うのですが、この案についての議論をしていきたいと思えます。どのようにして、どういう形でこれを市民会議としてまとめるのかについて皆さんのご意見を聞きたいと思えます。毛利委員、少し何かあれば。

(毛利委員)

新年なのでそろそろやらなければいけないと慌てて書いたんですけども、結構ぎりぎりいっぱいの文章でして、これ以上付け加えることは何もないんですけども、ぜひいろんな文言の問題や、どういう文体で、どういう言い方をするほうが効果的なのかということを含めて教えていただければと思えます。以上です。

(宮本議長)

様式とか文体とかというお話がありましたが、まず内容について、皆さん、まだ何か付け加えることができるのかということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(井手副議長)

では、私のほうから口火を切らせていただきます。海渡先生にお尋ねしたいのですけれども、服装については、いただいた資料で大体現在の日弁連としての取り組み状況はよくわかりました。これは私のかつての経験からなんですが、とある大事件で、女性被告の取材をしたときのことなんですが、その人は大変未決勾留が長くなって、逮捕から半年ぐらい経ってからの初公判だったと記憶しているのですが、年配の方だったんですね、60歳ぐらいの。私は、その法廷に出て行ったときに大変びっくりしたわけです。60歳ですから白髪染めを使っておられたんですね。ところが勾留期間中はそれをするのが許されないの、出てきた姿というのは、生え際から3センチぐらいが白くて、そこから上が黒いということで、非常に異様な姿だったですね。もちろん服装自体もそれほどしっかりしたものではなくて、後に保釈が認められてからは別人のような格好でありましたけれども、例えばそういう理・美容に関する部分ですね。それは未決中に何か要望すれば認められるようなところはあるんでしょうか。それともそういうのは一切だめなんでしょうか。

(海渡事務局長代行)

難しいご質問ですが、少なくとも理髪はできます。髪が伸び放題ということではなくて、切ってくれということ是可以するのですが、髪の毛を染めるというようなサービスは一切されてないですね。しかし、でも今なるほどと思ったのですが、女性で白髪染めをされていて、それが途中になっているというのは本当に見苦しいですから、ある意味被告人の人間としての尊厳を冒しているというか、自尊心を傷つけているというか、見られたくなかったらと思うし、そういう観点での取り組みが今までだれもしてこなかった。そういう悔しい思いをした被告人はたくさんいるでしょうけれども、率直に言うとこれからの課題ではないかなと思えます。

少なくとも、国際人権規約の下でつくられている被拘禁者の最低基準規則というのは、髪型と

かそういうものについて、本人の自尊心に合う容姿を整える権利というものはあるんです。あるんですけれども、それが白髪染めまで含むかどうかという問題はもちろんありますけれども、そういうことを抽象的に定めている国際規範などはありません。ですから、そういうものを手がかりにして、今おっしゃられたようなケースの場合には、これは認められてしかるべきだと私も思います。

（井手副議長）

私も実は毛利さんが提起するまで、この被告人の服装について、私も20年間記者やっていながら、本当に問題意識を持っておらず、非常に恥ずかしい思いをしたんですけれども、服装のみならず、そうしたおそらく外見・容貌に対して、一般の人の印象が左右される部分は、かなりあると思いますので、今回要望書をまとめるということになるのであれば、こうした髪型とかも含めた提言がなされればなというふうに思い、提起させていただきました。

（吉永委員）

先ほど付けネクタイの件について、海渡先生もちょっとご存じなかったというお話もありましたけれども、実際に何が制限されているのかとか、何が可能なのかということを知っているのでしょうかということが、気になったんですね。例えば今大阪拘置所では、ベルトについての貸与を認めているということであると、求めた場合は、結局制限する法的な根拠が曖昧なものだから、認めているのかと。そうすると、非常にこだわりのある人が、ネクタイをさせろとか、革ベルトがほしいとかということ言うと、結局それを認めているんでしょうか。申し入れている件数と却下されている件数と、そういうのはどのくらいの割合になっているのでしょうかというのを伺いたいのですが。

（海渡事務局長代行）

少なくともベルトについては私経験ありますけれども、ベルトをしたいと東京拘置所で言っただめだったケースというのを聞いています。私が担当していた被告人で、会社の社長をされていた方で、できたらスーツ姿で出たいということで、スーツを着て出てはきたんですけれども、ベルトもしていないし、ネクタイもしていない。ワイシャツは着てましたけれども、ちょっと見て非常に気の毒な状態ですよ。

（吉永委員）

結局だめなものだとみんなが思い込んでいる部分も、相当にあるのかなというふうに思うんですね。犯罪の種類にもよりますけれども、もう最初からそういうことはできないものだと。私自身も何となく、ベルトやネクタイをしている人はお金があって買える人なのかと、ちょっと勘違いしていた部分もありましたので、そういうところの周知状況はどうなのでしょう。

（海渡事務局長代行）

そういう意味で女性の場合は、普通の私服を着ていますね。ベルトとかネクタイというものもないので、服装的には普通ですよ。

（宮本議長）

化粧品はどうなんですか。

(海渡事務局長代行)

化粧品は非常にお仕着せというか、拘置所で売っている化粧品のリストの中から買うものは入ります。でも、それは非常に限られています。先生方が外で使われているような高級化粧品は入らない。化粧品は自弁を認めるべきだというような主張をすることは十分あり得ますよね。

(宮本議長)

使い慣れている、それで顔にキズがあったり、アザがあったりする人は特殊なものをつけます。それから今聞いていますと、ベルトがよかったり、ネクタイがよかったりするというのは、ものすごく拘置所のだれかの恣意的なことで許されているのかなと思います。こういうのは何か、法的な基本になるものはないのですか。

(海渡事務局長代行)

どういふものを自分で自弁できるかということは、基本的には矯正局でつくっている基準に基づいて、しかし、現実には現場の拘置所長がある程度の裁量の範囲で決めるんですね。ちょっと話が服装ではないですけども、例えば中で飲める飲料ですね。私が担当した被告人で、通常の水が飲めない、要するにいわゆる強迫神経症というんですか、蛇口から出てくる水は汚染されていると思って飲めないんですね。通常はペットボトルで水を飲んでいたら、ところがペットボトルは今もどこの拘置所も入らないんですね。だけどなぜかジュースはどこでも飲めるんです。だから、その彼はどうしていたかという、ジュースを飲んでいたら、そうすると、どんどんジュースしか飲まないですから、血糖値が上がってきておかしくなっちゃったんですね。それで、これでは健康が保てないというので、お茶を入れてくれというのを一生懸命交渉して、結果的には全国的にお茶が飲めるようになりました。その拘置所だけの判断だけではできないということで、矯正局全体で、基準を決めました。単に見過ごしていたというだけだと思うんですけど、ことほどさように、そういう意味では何でもできます。原則として不都合のないものは自弁できるというふうに決めれば、その中で今言ったような不都合がなくなっていくのですが、限られたものしか認めないということが前提になるものですから、そのリストに欠けているものはだめという感じになっているんです。

(片山委員)

私、今のお話が非常に本質的な問題だと思うんですけど、日本の刑事訴訟手続を見ていますと、やっぱり有罪が推定されているような実態があるんじゃないかと思うんですね。本当はそうでないんですね。疑わしきは被告人の利益にというのが刑事訴訟の原則でしょうから。ところが司法に携わっている方はそうでもないんでしょうけど、マスコミとか一般は、何となく有罪を推定していますよね。あれほど警察が調べたり、検事が取り調べをしているんだからということで。そこはでもやはり意識を変えなければいけないと思うんですね。特に裁判員制度になりましたら。そうすると、いかに中立的な環境をつくるかというのが、非常に重要になってくると思います。従来はこの種の問題というのは、逃亡とか自殺をいかに免れるかということを中心に考えていたと思うんです。その背後にはやはり有罪推定というのが潜在的にはあったのではないかと思うんですね。しかし、これからは裁判員制度がとられればなおのこと、中立というのが非常に大きな

テーマになると思うんです。無罪推定すなわち疑わしきは被告人の利益に、これが基本だと思うんですね。そうすると発想を変えて、今までは安全を基準にして、安全第一で本人の意思は無視してもいいという発想ですよ。でもこれからは中立を基本にして、どこまで本人の意思を制限、抑制できるか、という形に転換しなければいけないと思います。そうすると、今の枠組みの中で、許容範囲を少しずつ少しずつ現場の判断で穴を開けていくとかというのではなくて、一歩踏み出して、やっぱり国としてきちんと原則を打ち立てて、そこでどこまで制限できるのか、そういうふうに変えていかなければいけないんでしょうね。それをぜひ日弁連から提起していただいたらいいんじゃないかと思いますけれど。

（海渡事務局長代行）

まさしくそれはやっている途中で、監獄法改正にあたって今申し上げた部分は、自弁物品の範囲という問題になるんです。これについては、日弁連は倫理・秩序の維持に、支障のある場合とか、刑務所の管理・運営上に支障のあるようなもの以外は、原則として認めるべきだろうという意見を言っているわけですね。もちろんあまりに大きすぎて中に入らないものとか、それを使って例えば金属が切れるような糸鋸を自弁で入れようとしても、これは無理なわけですよ。だけど、そういうもの以外でまさに思い浮かぶのは、例えば刑務所の中では自分で音楽を聴くということもできません。ラジオ放送のお仕着せのものは流れていますけれども、自分で好きな、テープやCDを聴くというようなこともできないんですね。

各地の世界中の刑務所や拘置所を旅しますと、大体どこでもラジカセとテープぐらいは認められている。テレビは実は今拘置所の中でも観られる房もあるというところにきてはいますが、独房に入っている人なんかはテレビは原則としてないという状態になるんですけれども、自弁でテレビを持ったり、ラジオを持ち込む、CDラジカセみたいなもの、それをどうするかとか、かなり大きな争点になってくるんじゃないかと思います。

（片山委員）

そうしますと、例えば服装はもちろんですし、さっきの頭髪、アクセサリーなどの装飾品、ネクタイも検討の対象になるでしょうし、あとは気持ちの持ち方といいますか、やっぱりどうしても無罪であっても、ああいう環境だとおどおどしたり、卑屈な態度なんか出るんじゃないかと思うんですね。そうだとそれこそ有罪推定になってしまいますから、そういう本人の意識の上でも、やはり平常心を保てるような仕掛けが必要じゃないかなと思うんですね。例えば人によって、私なんか例えば本を読めないとか、新聞が読めないなんていうと、すごくストレスですよ。今拘置所でどうなっているかわかりませんが、平常心を保てるような配慮がぜひ必要になるのではないかと思います。

（海渡事務局長代行）

私は、刑務所の中で人権侵害に遭った人と話す機会が多いので、先生がおっしゃったような観点で被拘禁者と会話することが多いのですが、例えば今の日本の拘置所も刑務所もどちらもそうですが、鏡がないんですね。鏡は危険だということだと思います。ガラスを割ったりしてというようなことを考えられているんだと思うんですが、1日鏡を見る機会がないというのは、やっぱり

り非常に自尊心にかかわってくるんですよ。そういうことをアメリカ人の受刑者の人に、ここには鏡がなくて自分の容姿を整えることができないということが、非常に苦痛だということと言われました。本は読めます。新聞はなぜか読める新聞が1紙に限られているんですよ。これも大問題ですが、朝日新聞と読売新聞しか読めない。どちらかにするかは、どうやって決めているのか分かりませんが、各刑務所によっては、朝日新聞を読めるところと読売新聞を読めるところがあるんですよ。これは変ですよ。

(片山委員)

それは経済的な問題なんですか。

(海渡事務局長代行)

これは理由は非常にはっきりしてしまっていて、今は本も新聞も全部検閲しております。全紙読めることになる、そんなすべての新聞を検閲しているだけで、もう手間暇がとれないということで、新聞は1紙というふうになっているんですけど。

(毛利委員)

何を検閲しているんですか。ポルノとかを検閲しているのですか。

(海渡事務局長代行)

それはまた難しいご質問ですが、朝日新聞にポルノが載っていると思いませんけれども、基本的に消されていた事例というのは、例えば刑務所の中で自殺を図った人がいるとか、外国の刑務所で暴動が起きているなんていうのは、なぜかマスクかけられていた。そういうニュースだけです、基本的に。

(毛利委員)

刺激するということ。

(海渡事務局長代行)

でも、そんなことでどうのこうのなるというのはあり得ないというか、ほとんど意味がないと思いますけどね。新聞を検閲しているところは、世界中の刑務所探してもないですよ。

(毛利委員)

それに関する事なんですけど、過去に例えば日弁連と法務省で、未決勾留とか拘置所にいることというのが、罰なのかどうかという議論はされたことはあるんでしょうか。罰なのか、罰でないのかということ。要するに惨めな暮らしをしなければいけないとすれば、罰なわけですよ。そういう議論というのは、ちゃんとされたことが果たしてあるのか。ないのであれば、ぜひしてほしい。そこが根本にあると思うんです。

(海渡事務局長代行)

それはやってきたつもりです。実は被拘禁者の処遇に関して、もう3年ぐらい前から、ずっと日弁連と法務省の矯正局とで勉強会というのをやってきました。私はその委員だったんですけども、未決被拘禁者についての生活のあり方についても、我々が海外で見てきたような実態等に詳しく触れたりして、あまりに違うということで、改革してほしいということを追ったこともあります。ただ、それが実現していないことも事実で、努力をしているということですが、少な

くとも今年1年、今までは日弁連と法務省だったのですが、警察庁も入って三者で協議会を行うことになっていて、そこではそういう議論をぜひしなければいけないなと思っています。

(土屋委員)

実は未決の問題をもっと弁護士会のほうから議論してほしいと思うんです。というのは、新しい刑事訴訟法が秋に施行されますよね。そうすると、公判前の整理手続という新しい手続ができて、お互いに検察側と弁護士側が主張を明示しあって、証拠開示をして、それでその後で裁判員を呼んで裁判をするという制度になっているわけですがけれども、そうすると下手をすると、未決の期間が長くなってしまいます。そういう心配があるんですね。裁判が始まる前に争点をはっきりさせていこうというふうに時間をかけてやればやるほど、被告人が放っておかれるということが実は非常に心配なんです。

例えば外国の裁判なんかを見に行きますと、未決の期間が結構長いんですよ。やっぱり国民参加の裁判を実現するためには、そういう事前の準備を徹底してやる必要があるということで、長く置かれてしまうという事情がどうもあるらしくて、先ほどそういう話ありましたけれども、場合によって1年とかそのくらい、下手すると置かれてしまうのではないかということを実は非常に心配している。早くやれということは簡単ではないと思うんですけれども、そのあたり、今の状況がそのまま続いてしまうと、未決の人のいろんな人権問題というか、そういう問題もすぐ出てくるんじゃないかということをお心配している。もっと日弁連のほうから問題提起して、未決の人の処遇ですとか、それをきちんと区別してやる、そういう方向での議論をもっとやっていただきたいと思っています。

(海渡事務局長代行)

私これから申し上げるのは、僕の個人的意見で、まだ日弁連の意見になっている意見ではないのですが、今先生がおっしゃったのは、私も全く同感で、むしろこれから大きな問題になると思うのは、重大事件の被告人は、自分の裁判が始まるまでに1年以上拘置所で過ごすことになるケースがあると思います。今までは起訴されたら、おそらく1、2か月以内には第1回公判が開かれて、大体1か月に一遍とか、身柄事件であればもう少したくさん、2週間に一遍とかそういうふうに裁判があって、裁判が生活のリズムになっていくわけですね。次の裁判について弁護士がちゃんと打合せに来てくれるでしょうし、裁判に行けば、もともと自分の知り合いだった人たちも傍聴に来てくれているかもしれないし、こういう生活のリズムで何とか平静を保っておられた。

ところが、弁護士はどちらかというと、公判前の整理手続のほうにかかりきになって、時々来るかもしれませんが、世間から忘れられたようになっていきますね。しかも今の東京拘置所などは、非常に自然環境とか離れた環境なんですね。外も見えませんが、非常に拘禁性の高い環境ですから、壁だけを見て1日過ごす。それが1年も続いたときは、おそらく精神的な平安を破壊されていくのではないかということが、非常に危惧されます。

おっしゃるとおり、ヨーロッパのほうでも未決期間が非常に長くなっている。要するに予審手続とか裁判準備で長くなって、同じような危険があるわけですがけれども、どういうふうに解決し

ようとしているかということ、これは未決は先ほど来言われているように、無罪推定を受ける権利があるわけですから、強制するわけにはいきませんが、希望する者には、中で労働をしたり、教育を受けたり、そういう処遇を保障する。私が見に行ったドイツの拘置所などでは、ほとんどの人が働いていました。それから、自分で勉強したいことがあるとか、あと例えば薬物の関係の事件で、自分でも有罪を認めているというようなケースの場合は、薬物から自立できるためのコースを取ってやるということ、本来これは受刑者になってからやるようなことなんですが、未決の段階からもうそれを認めて、もちろん希望した者だけですけれども、できるような体制をとっている。それがまた生活のリズムになっていくというような感じで、実は日弁連でも、ほぼ、未決についても希望者には労働や教育の機会を与えるべきではないかという意見が強まってきています。これはただ下手すると、無罪推定を受ける地位と矛盾するのではないかということで、今の日本における刑務所の作業というのは、強制労働的な色彩を帯びていますから、同じようなことを未決にやらせるということが、いいのかどうかというかなり深刻な問題もあるのです。おっしゃるとおり、私も全く同感でして、裁判員制度の下で公判前の手続が長引いて、裁判が始まらないまま、本当に拘置所の中で止め置かれてしまいます。それを避けるためには保釈を原則化するということが一つの王道ではあるわけですが、一定の重大事件、これは保釈もできないということは避けられませんので、その人たちに、拘置所にいる期間をいかに有益な時間にしてもらうかということを考える必要があると思います。今の点は、まだはっきり日弁連として見解固まった問題ではないんですけれども、あえて先生から問題提起がありましたので、僕の考え方をちょっと述べさせていただきます。

(土屋委員)

ぜひ一定の方向を出していただければと思います。

(中川委員)

本当にご意見伺っていて、大変難しい問題だなと思いました。結局未決であれ、受刑者であれ、拘束される。つまり基本的な人権を認めないという部分は、それはやむを得ないわけですね。そうしますと、その拘束されている中で、どれだけその人の自由を認めるか。あるいは尊厳を認めるかという、そういう程度の問題になると思うんですね。いろいろ伺っていますと、毛利さんからご指摘あった、僕もあの光景を見まして異様な感じにとらわれたことがありますけれど、とんでもない、だれが見てもおかしいという感じがしますよね。それはやはり重大な、堅い言葉で言えば人権侵害かもしれないけれど、やってはいけないことだと思いますね。

それからもう一つは、お役所仕事というのはありませんか。つまり、さっきおっしゃったように、もう前からそうになっているんだとか、手間がかかるのでやらないんだとか、そういう因習とか慣例とか、お役人的発想ですとやっていることというのも、幾つかあると思いますね。

それから時代の流れというのか、今さらそんなこと古臭いよというのか、例えばさっきちょっとおっしゃった健康の問題ですね。アレルギー。食べ物だってそうでしょう。読み物だってそうだし、ある程度のところまでは、個人の差別化というか、認めても当然だという時代の流れになっているんですから、全く自由にすればそれはもうお金もかかるし、人手もかかるし、問題出て

きますけれども、ある程度の個人差というものを認めて、これは健康を阻害するようなことがあっては、自由を拘束する以上のことをやっていますので。

これ結局バランスの問題だと思うんですね。取調べ、あるいは安全を確保する、これは国としてはやるべき義務も持っているし、これだけのことについては受刑者は辛抱しろと言っていますね。それはやっぱり罪の疑いを受けた、裁判で有罪を宣告された人というのは、ある程度のそれは甘受しなければいけない。けども、その辺をちょっと飛び越えた部分は何かということ、時代の流れも含めてもうちょっと第三者が分析する、第三者というのはおかしいけれど、何かそういう視点はないんですかね。日弁連さん一生懸命やっているのは非常によくわかるけれど、市民の目を見て、本来ならばこれ受刑者なり経験者が、実はあそこ大変だったという声が出てくるべきだと思うんですけれども、あまり出ないのはなぜかよくわかりませんが、もう慣れてしまって、諦めてしまうのかもしれませんが、第三者から見ればとんでもないんじゃないかということは、やっぱり日常生活の中で、さっきの化粧品とか髪の問題も含めまして、お風呂もそうですよね、犬猫扱いされているような部分というのは絶対あると思うんです。だからそういうところはやっぱりおかしいと、だれかが指摘できる何かそういう仕組みというのはつくれないものなんですかね。

(海渡事務局長代行)

先生、その点に関しましては、これはまだできていないものなので、どこまで期待できるかという問題はありますが、今回法案が出ます。監獄法改正案という受刑者の法案ですね。この中には、受刑者については、各刑務所ごとに刑事施設の視察委員会というのをつくることになっているんですね。これは法務省が決断をしてくれて、それをつくることになっていまして、各刑務所ごとにおそらく4、5人だと思いますけれども、いわゆる一般市民からの公募措置をとるのか、それとも法務大臣が任命するのかとか、そういったことはまだ明かされていませんけれども、少なくとも刑事施設の運営に関心を持っているような一般の市民が刑務所の中を見て、そして受刑者から意見を聞いて、そして刑務所長に意見を言うというような制度ができるんですね。

これは日弁連が20年以上前から、第三者機関をつくるべきだということをずっと主張してきたことなんですけれども、それがようやく実を結んで、行刑改革会議の提言の中に取り入れられて、法務大臣の決断でつくることになった。ぜひ期待していただきたいというか、この制度がいいものに育っていくように、我々も協力していきたいと思っていますが、まさしく先生が今おっしゃっていただいたような視点で、施設の処遇にかかわる市民の目ということで入れられたものです。

(田中事務次長)

よろしいですか。服装に関連して、特にサンダル履きというのどうかということを昨年の秋以降、法務省の矯正局の担当者を交えてお話しさせていただいていますが、なかなかハードルが高く、簡単には打開できないかなという感じが今のところ持っております。スーツ、ジャケットの着用が認められてサンダル履きになる、非常にアンバランスな感じがしたものですから申し上げたのですが、現状は逃走防止というために靴下を着用させて、なおかつサンダル履きというこ

とで、非常に滑りやすくして、逃走の防止にしているということですから、裁判員に対する印象だけの問題で、なかなか切り込めないというところで、非常に難儀している状況です。

(毛利委員)

そうですね。全員サンダル履きですね。

(宮本議長)

靴下履いているのですね。

(毛利委員)

靴下履いてサンダル履きですね。

(田中事務次長)

裸足はだめなんです。それはサンダルをとって、裸足で逃げるのが一番逃げやすいので、靴下を着用させるという取り扱いになっています。

(片山委員)

でも、いろんな手立てで、裁判に出るときには逃走できないようにきちんとガードを固めるとか、そういうので防げるんじゃないんでしょうかね。

(田中事務次長)

いろいろな形があるんだと思うんです。今まで逃走事例というのが幾つかある中で、被告人が席を立て移動している最中に逃げるというパターンが多いということなんです。それで東京地裁だけでなく全国の法廷を見ますと、いろんな形で外部に抜けられる窓やドアなどがあって、全部固めていれば大丈夫なんでしょうが、法廷の公開の原則との兼ね合いもあって施錠するわけにもいかないということで、完全な防止というのはなかなか難しいというような現状があって、それでなかなか靴はちょっとハードルが高いなという感じを交渉の過程では持っています。

(ダニエル・フット委員)

先ほどの片山委員の逃走防止などの意識が非常に強くて、中立の観点からの制度にはなっていないということに関連しますが、服装やサンダルなどの問題も非常に重要ですが、資料47にありますアメリカにおける判例を見ますと、着席の位置ですとか、あるいは警官の位置なども、日本の法廷を見ればそういうことも有罪の推定というメッセージを与えてしまっているのではないかと思いますので、それでしかも着席の位置の関連で、弁護人との相談はほとんどできないのではないかと思います。あるいは簡単には対応できないのかもしれませんが、特に裁判員制度への切り替えの重要な時期に、法廷における被告人の地位等、様々な問題をこの機会に検討すべきであると思いますし、できるだけことを改善すべきであると思います。

(長谷川委員)

何か逃げるとかそういうことに関しては、最近のテクノロジーをもうちょっと使えば、なんか画期的になるんじゃないかと思うんですね。GPSの付いたチップとか、ある程度進んで、いろんなミニチップのコンピュータがありますから、ああいうのもどんどん安くなっていますし、何かそういうことを駆使することによって、外見上、人間がわざわざそういう惨めな服にさせて逃げないようにするなんていうような必要はなくて、そこを裁判員制度になったら、本当に印象とい

うものでずいぶん左右されてしまうことが起きたら困りますから、そこをなるべく中立にできるよう、外見というのは非常に普通にして、でもテクノロジーを駆使すれば場所が分かるとか、そういう発想を変えれば、ずいぶん変わるんじゃないかというふうにも検討してみたらいいのではないのでしょうか。なんかイギリスは刑務所にずっと入れておかないで、GPSチップを付けて、うちに帰しちゃっている人たくさんいるんですよ。

(海渡事務局長代行)

足首に要するにいわゆる発信器の付いたガチャンとはまるようなのを付けるのです。それは鍵がないと絶対とれないようにしておけば、居場所を把握できるわけです。そういうものを付けて保釈するというやり方がある。

(長谷川委員)

そうですね。だけど、未決は本当にまだ推定無罪なわけですから、何らかの形で外に出して、見張ることさえできれば、それはある程度普通にできると思うんです。ということはずっと考えておりました。

(宮本議長)

ありがとうございました。

(中川委員)

そういう意識の問題はものすごく大きいように思いますね。少し法務省なり拘置所なりの意識改革が非常に大切なことなんじゃないでしょうかね。変えろと言ったって変えませんから、それは横からワイワイ言わなければいけない。そういう提言も大切なんでしょうね。意識を変える作業が必要ですね。

(宮本議長)

次の議題がありますので、ここで皆さんにちょっとお諮りしたいのですが、きょう、この未決勾留のそもそもの議論から始まって、問題がすごく大きくなって、議論が深まってきたと思うんです。最初は服装の問題から慣習とか意識とかの問題が浮上してきました、今言った、最初は毛利さんの案を少し手直しして日弁連にお出ししようかなと思っていたのですが、それではなんか浅いものになってしまいそうで、皆さんの意見を反映するには、もう少し時間がかかるのかなという気がするんですね。いかがでしょうか。

(井手副議長)

きょうの議論は、既決囚の問題はちょっと置いておきまして、未決の問題に関しては、ある程度収斂されたようにも思うんですね。つまり、無罪推定の原則が確実に実現されるような被拘禁者の処遇を図るべきであると。それは服装であり、拘置所内での処遇であり、それこそ鏡を置く、という括りで言えば、まとめることも可能かなとも思います。

(宮本議長)

可能かなとは思いますが、やはり出すには、今出たようなことを具体的に書き込んだほうがいいのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

(毛利委員)

要するに法務省の動きとしては、スケジュール的にはどういうタイミングがいいんですか。

(宮本議長)

いかがでしょうか。

(海渡事務局長代行)

ですから、未決は今年1年かけてと言われてますから、少し余裕がありますね。

(毛利委員)

早いほうがいいですか。

(海渡事務局長代行)

早いほうが反映されやすいです。

(毛利委員)

そうですね。

(梶谷会長)

未決と既決の関係ですが、先ほど来ご説明がありましたように、既決については、行刑会議から提言がありますので、これは早急にやるということになっていまして、近く要綱が出る可能性が高いですけれども、私どもとしては、既決で改善をされるということを大いに期待しているわけです。既決が改善されれば、もちろんイコールじゃありませんが、未決であればまさに無罪推定、まだ決まっていなかった人たちの処遇になるわけだから、既決よりは改善されるべきは、理の当然のことであるということになるかと思えます。そういう意味では、早いうちに出されて、それでまた第1ステップ、第2ステップでやっていただければ効果的な面もあるかと思えます。

(毛利委員)

例えば法廷に絞ったものを一つ出して置いて、それから拘留所の中での暮らし、また次、例えばそういうことを管理していらっしゃる方に話を聞いたりして、さらにそれを突っ込むということも、いいと思いますよ。早く出せばそれは反映されやすいということでしょうから。運用の面もあるわけですね。

(海渡事務局長代行)

運用でできる部分と法律にかかる部分ですね。

(井手副議長)

私、さっきちょっと伺っていて、やはり私は法廷に出たときの見た目のことしか考えていなかったんですけども、むしろ拘留所内での、あるいは警察の留置場の中での暮らしが、外見に相当反映するんだらうなということを思えば、そのあたりも少し触れたほうがいいのではないかと思います。

(毛利委員)

だけど、これ突っ込んでいくと、もしかすると罪を認めている人よりも、否認している人のほうがひどい扱いを受けていたりする可能性もないではないと思うんですね。拘留所の問題も含めて、もっと深い問題が含まれていると僕は思います。

(宮本議長)

そうしますと、法廷内の問題を先に出して、あとまたその未決勾留の問題を皆さんでもう一度するかどうかです。あるいはここで皆さんから出た意見をまとめて書いてみて、それを皆さんにメールでお送りし、それで意見をいただいた上で、それでいいかどうか。もう議論を打ち切るかどうかを決めましょうか。

(毛利委員)

勉強を続けるかどうか。

(宮本議長)

はい、そうです。

(毛利委員)

まだ勉強したいような気がしますけど。

(宮本議長)

しますね。

(毛利委員)

拘置所の中の話。

(宮本議長)

中の話をね。

(毛利委員)

聞いてみたいような気がしますね。

(井手副議長)

そうですね。特に拘置所今いろんなことがわかると思うんです。

(海渡事務局長代行)

ぜひじゃあ体験者の方を呼んで。

(井手副議長)

過剰収容の問題なんかも出てくると思いますし。

(吉永委員)

ただ、服装という一つポイントを絞ったほうが、すごくわかりやすい面もありますね。それから次にまた勉強して、何が問題なのか。総括的にいろんなことをあげちゃうと、一体何を求められているのか分からないと思います。

(海渡事務局長代行)

まず服装だけをまとめられたらいい。

(吉永委員)

まとめられますよね。これを一弾目に出しておいて、その後にもたさらに私たちは2弾目、3弾目という形でいくというのもわかりやすいかなというふうに思います。

(宮本議長)

それでよろしゅうございますか。では、服装をまず皆さんきょうの議論をまとめて、案として皆さんにメールでお送りします。

(ダニエル・フット委員)

よろしいですか。その案には大賛成ですけれども、もっと抽象的な形で、法廷における被告人の地位という形にしていただければ、服装はかなり詳しくは書けると思いますけれども。

(宮本議長)

服装という小さな枠じゃなくて、法廷におけるということですね。服装も入れて。

(片山委員)

服装というものを一つの象徴的な事例として、被告人の地位というものを考える、普遍化するとか、そういうことですね。

(土屋委員)

被告人と弁護人の並び方などのことも加えるべきですかね。

(ダニエル・フット委員)

まあ、それは少なくとも検討していただきたいんですけども、私から見て、もちろん服装、縄もそうです。特にひどい印象を与えますけれども、それにまた警官がすぐ後ろに座ったりしていることで、逃走の事例は何件かありましたので、そういうような措置をとっているに違いないと思いますけれども、そういう過去の何件かのために、毎年何十万人の無罪の推定が犠牲になっているように思いますので、そういう警官の座り方、座る位置ですとか、場合によっては裁判員の入る順番なども含めて。もちろんそこまで詳しく書くわけにはいきませんので、むしろ抽象的な表現でいいと思います。

(中川委員)

何となく腰縄、施錠と、それから逃走予防とか、目的とが乖離があるように思うんですね。あまりにも異様なやり方でその目的を達成しようとしているような感じが強いわけですね。これは明治、江戸時代の名残のように僕は思いましたから。ですから、もうそういう時代じゃないと。そうすると、そういう施錠、腰縄だけではなくて、ほかにもそういう時代遅れのことが多々あるんじゃないかということをし少し言っておいたほうがいいのではないですかね。それはまたそれなりに後ほど申し上げるけれども、一つの事例としてこういうものが強く感じられますという切り口もあると思いますね。

(吉永委員)

今懲罰意識というのが市民の間に強いんですね。それに日本の、起訴されたらとにかく有罪になるんだという意識があまりに強いものですから、推定無罪ということが私たちの頭の中にあまり入っていないんですね。だからきっとその意識で見ると当然というふうに、この異様に気がつかない。とりあえずこれは違うんだというところのまずその問題意識から、この服装のことも入っていないと、おそらくすんなり入っていない。今きっとおそらく一般の人、ワイドショーなんかも見えていますと、例えば奈良の事件の被告が、何でこんなに自由を認められなければいけないんだという意識のほうが強くなってしまふ。今特にそういう意識がすごく強くなっているときなので、判決がきちんと出るまでは、無罪が推定なんだというこの基本原則を改めて書くほうが、ああ、そうだったのかという目からウロコみたいなのところもあります。

(片山委員)

私はやっぱり縄なんか象徴的だと思うんですよね。逃亡を防止するよりは、推定有罪だということを実感させるような、そういう仕掛けが多いんじゃないかと思うんですよね。明治、江戸から先生言われましたけれど、鳥取に江戸時代の絵が残っていて、それは19世紀のはじめ頃、朝鮮半島から船が流れてきまして漂着したんですね。これは当時の出入国管理法違反なんですね。別に犯罪じゃなくて、嵐で来たんですけれども、だけどやっぱり当時の法令違反なんですね。でも丁重に城下でもてなしをしたんです。病気の者には薬を与え、それで100日ほどして送り返したんですけど、その鳥取の城下にいたときに火事が発生して居所を移ったんですね。そのときの絵があるんです。船長さんは非常に高い位の人ですから、駕籠で移動するんですね、駕籠に積んで。でもやっぱり縄が付いているんですね。駕籠で移送するときにもちゃんと腰に縄が付いている。みんな腰縄付いている。だけど、全然逃亡とか関係ない。江戸時代からそういうようなものでいまだにあるんだろうなと思います。

(中川委員)

やはり意識の問題ですね。

(吉永委員)

革靴からサンダルの垣根が相当高そうなんですけど、サンダルといってもいろいろあるんですよね。普通のサンダルでもいいし、お医者さんが履いているようなサンダルだってあるし、役人の方が履いていらっしゃるようなサンダルとか、結構あると思うんですけど、なんか法廷に行くときのサンダルがいつもトイレのサンダルみたいなビニールのサンダルなんですね。あそこまでひどいサンダルにしないでいいんじゃないかという感じがあるんですよね。

(毛利委員)

靴底をつるつるにしておけばいいんじゃないですか。

(宮本委員)

逃げられないよね。

(毛利委員)

逃げられない、走れない靴底にする。

(片山委員)

例えばあれは結局被告人はみんな逃げるという推定を受けているんじゃないですか。

(毛利委員)

一人でも逃げたら俺たちの恥になるということだと、僕は思うんですけども、全部がそれに貫かれていますよね。

(片山委員)

でもごく一部の人が逃げたら、全員が逃げると推定するのであれば、霞ヶ関の官僚の中には汚職する人がいますから公務員を見たらみんな汚職をするという推定をせざるを得ない。

(宮本議長)

はい、わかりました。そんなところで、一応案をつくって、皆さんにメールを出します。よろ

しくご訂正をお願いします。

(高木委員)

ちょっといいですか。一つだけお尋ねしたいのですが、私ちょっとフォローしていないので、どうということだったかということですが、捜査の可視化の詳細な記録をつくるとなっていますけれど、この辺のルール整理は大体できたんですか。

(藤井事務次長)

結論から言うとまだ継続中です。捜査記録、いつ取調べだったとか、そういう記録を少なくともとるということは、法務省あたりも今そういう状況ではないと。かなりビデオ録画、あるいは録音などをやるのはやっぱり必要じゃないかというところの議論を今やっているところなんです。韓国などでもその制度が入ってきまして、むしろ韓国の警察官に聞いても、そういう制度があったほうがいいんだというふうに、むしろ捜査機関のほうが言ってきている実情がありまして、司法制度改革審議会の中ではとてもガードが堅くて、取調べの記録をとるということは意見としてはいかなかったんですけれども、ちょっと今その先の議論になってきている。ただ、結論はまだ出ておりません。

(高木委員)

そのビデオを撮ったり、録音を録ったりということまではいってないですか。

(藤井事務次長)

法務省の管理者なんかにも聞いても、各国の状況いろいろ法務省なりに調査に行ったりしているところもありまして、世界の趨勢から言うと、そういうものがあるなという認識はある程度出てきている。ただ、その制度を導入しようというふうに言っているわけではないんですけれども、あんまり否定的じゃない発言も管理者の中から出てくるようになっていきます。もう少し議論をして、そういう方向性が出る可能性があるかなという感じは持っております。

(高木委員)

とりあえずその記録を克明にとるとかということもまだ整理がついていないのですか。

(藤井事務次長)

ついておりません。

(3) 依頼者からの苦情処理システムについて

(宮本議長)

その取調べの可視化についても、もしご関心があれば、いつかは議論をしたいと思います。

で、時間も迫り、いつも時間のことばかり言っていますが、二つ目の議題に進めさせていただきます。これは弁護士に対する不満や苦情をどこに相談したらいいか。どういう弁護士会がそういう市民からの、依頼者からのクレームを処理していらっしゃるのか。それをどういうふうに生かしていらっしゃるのかというようなことを今回はお尋ねして、皆さんと議論をしていきたいと思います。私は、この議題の提案者で、いろんな言いたいこといっぱいありますので、議長を井手副議長にお願いします。

(井手副議長)

それでは引き継がさせていただきます。第2の議題については、今ご説明があったとおりなのですが、基本的にまず今の日弁連として把握しているもの、市民窓口の必要とか、紛議調停制度などの現況について、藤井事務次長からご報告をいただきたいと思います。

(藤井事務次長)

藤井のほうから概略を申し上げます。資料は50から54まででございます。資料50というのは、きょう別冊でございますけれども、この青い弁護士白書、これを抜き出したものです。昨年10月30日付で発行いたしました、これは第3号になるんですけれども、弁護士の様々な統計が整理されておりますので、ぜひご覧いただいて、またご意見を頂戴できればと思います。資料50はそれを抜き出したものなんですが、50の2というのは、今お配りした各弁護士会市民窓口受付一覧、両面コピーになっております。これが去年の8月段階までですので、1年間のものではないのですが、一番新しい統計ですので、数などはこちらを後でご説明させていただこうと思います。

弁護士に対するクレームを取り扱うシステムがどうなっているかということで、それを1枚紙でまとめたのが資料52、苦情・紛議調停・懲戒請求(弁護士会の対応システム)という縦長の表ですけれども、これは大きく言えば弁護士に対するクレームがあったときにどういう対応があるかということであります。大きく言いますと、いわゆる苦情に属するものと、紛議調停の申立という制度と懲戒請求という制度があります。紛議調停の申立、懲戒請求というのは、弁護士会特有の制度なんですね。ちょっとそれを先に申し上げますと、弁護士法上、紛議調停、非常に古めかしい旧弁護士法、戦前からある制度なんです、弁護士との間に紛議が起こり、弁護士会が間に入って調停をするという制度です。これ大体年間500件ぐらい利用されています。

懲戒請求というのは、弁護士に懲戒事由があると考えたときに、例えばアメリカなどでは、いわば検察官役の人が懲戒の請求をするという形ですけれども、日本の場合にはだれでもが懲戒請求できます。現に会長になると、大抵会長だというだけで懲戒請求されるぐらいなんですけれども、だれでもどんな理由に基づいてでもできます。これが大体年間1000件ほどございます。これは弁護士に対するクレームを懲戒という行政処分に向かうのか、その紛争を解決するのかという仕分けをしてこういう制度ができているんですけれども、それ以外の苦情というので市民窓口というふうになっています。

ただ、この市民窓口、先ほど会長からもちょっと説明ありましたが、苦情だけを取り扱っているものではございませんで、弁護士会に対する問い合わせ、弁護士会に対する苦情も入っております。ですから、市民窓口の中で、弁護士に対する苦情の部分をここで取り出したということになりますけれども、大きく言うと市民窓口と紛議調停、それから懲戒請求というパターンです。

市民窓口というのは、弁護士に対する苦情ですので、そこにその苦情が来たときにどうするかということで、各弁護士会は、それぞれの弁護士に対する一時的な監督権を持っておりますので、各弁護士会に市民窓口は置かれております。この弁護士白書に出ておりますけれども、最後まで

群馬県の市民窓口が整備されなかったのですけれども、昨年ようやく整備されまして、全国で今52弁護士会ございますけれども、すべて市民窓口という形で整備されました。それまでは事実上弁護士会の職員や役員が、苦情に対応しておりましたが、一応窓口として整備されております。

市民窓口も各弁護士会で相当に対応が違っていて、例えば東京弁護士会などは、月曜日から金曜日まで午後は、職員と弁護士が電話対応で常時午後の時間帯はあります。電話が来るとそれを電話で受け付けて、弁護士や職員がそれぞれ受付をした上で、そこでお話をしてすむものはすむもの、そこから次の手続に移っていくというような毎日の対応をしておりますし、例えば私は第二東京弁護士会ですけれども、二弁などは基本的に職員がまず電話の受付をして、それに基づいて週3回、基本的に来会していただいて、その苦情の相談を受け付けるという対応にしています。それから小さい会ですと、一応窓口という形になってはいますが、年間に数件というところもありますので、そういうところでは弁護士会の役員が大体その電話をくださる方などに連絡をして会ったり、電話でお話をさせていただいて対応するということになっております。

苦情というのは、弁護士に対する様々な苦情があります。その内訳が50の2の裏のほうをご覧くださいたいほうがいいと思います。これは去年の1月から8月ですけれども、整理しまして、去年の1月から全国的な統計基準をつくりまして、それを実施し始めてまだ8か月分のもので、中身をいろいろ整理しますと、いろんな切り口から分けられるんですけども、まず依頼者からの苦情なのか、相手方からの苦情なのか、それ以外なのかという、その区別がございます。ここは、普通の例えば企業、官庁などでは様々なクレームがありますけれども、弁護士はいわば紛争の代理人になるわけですね。そうしますと、依頼者からもありますけれども、相手方から一定の頻度でクレームがあります。それが一番下のそれぞれ右の欄をご覧くださいとわかりますけれども、去年の1月から8月までで、依頼者からの苦情が大体2400件、それから相手方からの苦情が1300件弱です。それ以外の苦情が500件というくらいで、大体4300件だと思えますが、年間にすると大体6000件ぐらいということで、それをそれぞれまた分類いたしまして、依頼者からの苦情というものがどういう苦情が多いかという項目で、終結結果への不満、処理の仕方、処理が遅れている、対応態度、報酬、預かり金、その他というふうに項目を分けました。

それぞれ分類してみると、依頼している弁護士に対する不満というのは、報酬に対する不満がもっとあるかと思ったのですが、処理の仕方、それから処理の遅滞、処理の仕方に対する不満が非常に大きいですね。中身もずいぶんいろいろありますけれども、例えば事件の状況について全然報告をしてくれないと、どういうふうに進んでいるかわからない。それから事件の書面なども、向こうから出た書面、こちら側が出したものについても控えももらえないといったものから、処理がお金にからんでいることもありますけれども、高等裁判所、地方裁判所、裁判所での手続でこういうことを言ってくれと言ったのに言ってくれない。そういったものがかなりの数あります。

それから終結結果への不満というのは、これを見ると大阪がダントツに多くて、大阪の弁護士が、大阪の人間というのは、非常にそういうところについて何でも文句言う人が多いんだというようなことを言いましたけれども、かなり地域性もあるかなと思います、結果勝った負けたで

すけれども、結果として自分の満足いかなかったということでの不満。それから対応態度は、依頼者からの場合にはかなり横柄な態度であると。依頼者なのに弁護士から怒鳴られたとか、とにかく偉そうにして言葉使いも悪いといったことが非常に多い。報酬はご存じのとおりといいましようか、報酬が高すぎると、あるいは着手金を払ったのにあまりやってくれないとか、そういったお話です。

それが依頼者からのほうで、それから相手方のほうからもかなりの件数ございますけれども、相手方のほうで一番多いのは対応態度で、後でちょっと申し上げますけれども、相手方の弁護士から悪し様に言われたとか、強迫的なことを言われたとか恫喝されたとかということと、弁護士ですから、相手方に対してある程度強く言わなければならない場合もあるんですけれども、そういうことを言われたこと自体が許せないというものも含めて、相当の数がございます。その他というのは、例えば弁護士会の役員なのにちゃんと管理・監督していないとか、それから例えば近隣の住民として弁護士の生活態度がおかしい、いわゆる近隣間の問題ですけれども、そういうことでの近隣からの苦情などがある場合もあります。

多くは依頼者、そして相手方ということで、この苦情の中身をではどうしていたのかと。こういう苦情が来たときに、一つは弁護士との間の金銭の問題などでは、紛議調停ということで着手金、報酬が高いとか、もっと安くしてくれとか、記録がちゃんと返ってきていないとかというのは、紛議調停という制度で大抵解決を図るシステムなんですけど、それ以上に弁護士としてやることをやっていない、あるいは間違った、裁判を起さすべきなのに起こさなかったとか、そういうことになりますと懲戒の問題になってきますけれども、それ以外でその苦情があったときにどうしていくかということ、この間何回か全国協議会も開いて議論いたしました。

例えば企業で言えば企業に勤めている方、従業員については、企業に監督・責任があると。これはストレートに言えるんですけれども、弁護士は一人ひとり基本的に独立に業務を行っています。それで例えばオウム事件を見ても、片やオウムの被害者のほうでオウムを追及する弁護士もいれば、オウムの刑事事件の弁護人になっている方もいるわけですね。全く相反する立場に立っている業務を、弁護士会がこの事件はやってよろしい、この事件はやってよくないということは、基本的にないんですね。それから事件のやり方についても、基本的には限度を超えない限りは、各弁護士が自分で判断してやることですので、そのやり方がけしからんというふうに言うことは、基本的に弁護士会はないんです。そういう意味では、使用関係があるわけでもありませんし、ただ、その限度を超えた場合、アンケートをとってみますと、サラ金の事件で受任して半年も放っておいた。これはある意味で限度を超えているわけですね。そういうものについて、適切に弁護士会が、それはちょっとまずいんじゃないんですかということを一方向では言わなければいけないというようなことから、この52の市民窓口の下のほうに幾つか書いてございますけれども、苦情の相手方になった弁護士への連絡をするというのが、一番ポピュラーな形であります。こういう苦情が来ていますよということをその弁護士に伝えるだけで、弁護士会から伝えられたというだけで、かなりの効果がある場合もあります。

それから、ひどい場合には弁護士会から指導・監督します。それはいくらなんでもこんなに放

置しておいていいのかとか、そういう指導・監督をすることが例外的にあります。それから、特に問題になる弁護士というのは、やっぱり一定の数おりまして、そういう弁護士に頼んだために、非常に高額な費用を取られたというものもあります。自分でやらないで名前だけ貸して業者にやらせるという弁護士も中にはいるんですけども、そういう弁護士に頼んだという形でお金は取られたけれどもやってくれないとか、そういうケースも中にはありますので、そういう場合には法律相談センターなどに別の弁護士を紹介するというのも場合によってはあります。それから先ほど申し上げた紛議調停、それから懲戒請求を説明して、そちらの手続に入っていくというケースもあります。

弁護士会としては、苦情に対応する基本的なスタイルといいましょうか、ここに書いてあるようなことなんですけれども、弁護士に対する苦情から懲戒請求になるものもかなりの程度あります。ただ、年間約1000件懲戒請求ございますけれども、この54のほうで簡単にまとめましたが、懲戒請求という制度が、私はかなり機能しているんじゃないかと思います。年間約1000件懲戒請求がございまして。ちなみに裁判官については、訴追請求という制度がありまして、これが大体年間500件ほどあります。弁護士会の場合には、約1000件の懲戒請求で、毎年ですが、60人から70人ぐらいが、ここ数年で言いますと懲戒の処分を受けています。ちなみにアメリカの弁護士を調べたことがあるんですけど、弁護士の数からいうと100万人になんなんとするということで、日本の50倍近くがいますけれども、懲戒処分を受けている人の数の割合が、大体1000人に2、3人、日本の弁護士とほぼ同じです。トータルの絶対数はもちろん違いますけれども、人口比の割合はほとんど同じという状況です。ちなみに裁判官については、訴追請求というのは年間500件ぐらいありますけれども、戦後訴追請求を受けて実際に訴追された裁判官というのは数人にとどまっています。ここ10年間ぐらいには訴追された裁判官はたしかいなかったと思いますけれども、という状況です。

それから、先ほど申し上げましたけれども、こういう世界でも珍しい開かれた制度をつくっている関係で、特に1人で100人、150人の弁護士を懲戒請求する方がおりまして、現に昨年、第一東京弁護士会の会長をやられた先生などは、在任中に3件懲戒請求されたこともありました。同一の方が100人に請求しますと100件にカウントされるんですけども、もともとある弁護士がけしからん、その弁護士に対して弁護士会がちゃんと監督しないのがけしからん、懲戒請求したけれども、綱紀委員会で懲戒不相当としたのがけしからんと。懲戒委員会でさらにそれが日弁連に来るんですね。それを懲戒処分しなかったのがけしからん、それをまた監督している弁護士会がけしからんということで、次々にエスカレートしまして、1人で百何十件も懲戒請求するという例もあります。懲戒制度は実は私どもにとっても大変に重たい制度でもあって、懲戒請求を受けたというだけで非常に弁護士としては気を悩ませます。

ただ、懲戒に至るものも、そうでないものも、もともとは苦情から来ることが大変多いんですけども、苦情はある意味で弁護士のバロメーターになると思います。やっぱりどんな人でも苦情を受けることはありますけれども、1人の弁護士に半年あるいは1年のうちに3件の苦情が来るというのは、やっぱりその弁護士に相当問題があるというのが大部分とっていいくらいです。

そういう意味で苦情というのは、弁護士会にとって問題の弁護士を把握する端緒になるという意味でも非常に重要ですし、ただ、先ほど申し上げたように、弁護士の職務と業務がそれぞれ一人ひとりがやっているということから、弁護士会が監督する限界というのがある、それをどこで調和していくかというのが、最近全国連絡会議の中でも、各弁護士会ともいろいろお互いに工夫しながら、多くは苦情を言ってこられた方の了解を得ながら、その中身を本人に弁護士会が伝えていくというような形で、弁護士会がそういう認識をして、その苦情の中身が本人に伝わるといっただけでかなりの効果がありますので、その制度が多くの人が使えるように、ホームページなどでもそういうことを出して、よりそういうことがあれば苦情を言っていくと、相談していくということが出来るものにしていきたいと考えています。

先生方から率直にご意見頂戴して、さらにまた制度の工夫、運用の工夫などをしていきたいと思います。

(井手副議長)

ありがとうございました。統計の数字だけでは理解できない部分まで説明していただきまして、大変有意義だったと思います。確かに地域性もありますでしょうね。大阪で相手方の弁護士にまで終結結果の不満をぶつける人がこんなにいるというのは、たまらんだろうなと思いますけれど、それはさておきまして、やはりこの窓口が弁護士会にとっても問題のあるケースを見つける端緒にもなるという、そういう積極的な効果も非常にあるというご説明でした。今回の問題提起は、宮本議長のほうからいただいたわけですが、懲戒請求する以前の、むしろ苦情相談のところにもご関心がおありだというふうに聞いておりますので、ご説明いただきたいと思います。

(宮本議長)

今、説明いただいているいろいろわかったのですが、アメリカあるいはヨーロッパ、それからオーストラリアとかニュージーランドの消費者雑誌を見ていますと、消費者団体が弁護士のサービスについてのアンケート調査などをやっています。それによりますと、やはり少なからず弁護士に対するクレームがあるというような記事がよく見られるんですね。アメリカは弁護士を訴えたという裁判もあるように聞いておりますが、そのクレームは、今お話があった日本の事例とほぼよく似ております。処理の仕方というのはあまりなかったのですが、態度とか対応が悪い。電話で怒鳴られたとか、本当に途中でこの弁護士取り下げたんだけど、悲しい思いをしたとか、そういったようないわゆる弁護士側の態度が悪かったというクレーム、あるいは処理が、先ほどのご説明がありましたように、なかなか取りかかってくれないといったような不満、あるいは報酬に対しての不満、この三つのことがいつもトップに来たように思います。

一つは、そういうふうに弁護士のサービスに対して、消費者団体なり市民団体が監視をするというのが、私はすばらしいことだと思っております。そういうのはまだ日本では、今はじめてこういう窓口が日本にもあって、いろいろ弁護士会としても対応していらっしゃるというふうにはお聞きしたのですが、やはり弁護士というのはもちろん専門家集団ではあるのですが、一つの権威集団だと、一般庶民から見るとものすごく権威のある人たちだというふうに見られる。そういう人たちに対して不満を持った場合に、私たちはなかなかその不満を表明できないということが

あろうかと思います。

それともう一つは、これから弁護士も数が多くなっていきます。いろんな人が弁護士になるように思います。そこで、やはりこういうクレーム対応をちゃんとシステムとして確立してほしいなという思いがあって、この問題を取り上げていただきました。皆さん、ご感想なりご意見なり、おっしゃっていただきたいと思います。

(毛利委員)

質問なんですけれども、こういうふうなあまりよくない弁護士さんがいるということを使うことは、とても大切だと思うんですけれども、ユーザーの人がその人と新しく出会わないことも非常に大切ですね。そうすると、ユーザーの人が、例えば弁護士会単位で、この人には依頼しないほうがいいよというサジェスションは受けられるようなシステムというのは、当然ないわけですよ。これはできないのでしょうか。

(藤井事務次長)

法律相談センターというのが弁護士会にありますけれども、そこにはずいぶんいろんな情報が入ってくるんです。その中で特に名前だけ貸して、業者に債務整理をやらせているような人というのは、端的に言えばブラックリストがあるんです。ただ、これは弁護士会が公式に認定したものでありませんし、本当に内々につくっているものなんですね。外に漏れたら、それだけで人権侵害だと言われちゃうような、そういうものなんですけれども、実際に相談に来る場合にとりよりも、この弁護士に頼りだけけれど、とってもおかしいんじゃないかというのがそういうところに入っていると、例えばブラックリストに載ってれば、ご心配でしたら弁護士会のほうに相談にお越しくださいということで、暗にほかの弁護士に紹介しますよ、そちらに頼まれたらどうですかというふうに誘導していくような、その限度ではございます。

(毛利委員)

そうしないと営業妨害になるのですね。

(藤井事務次長)

そうですね。

(中川委員)

これね、拝見していて僕ほんとおもしろかったんですが、会社と一緒にだと思ったんですね。企業の中にも、仕事がよくできるけれども、報告、連絡、相談しない人がいっぱいいるんです。これ三つを総称してハウレンソウと言うんです。仕事の報告をする、それから連絡をする、それから相談をする。これはサラリーマンにとっての基本行動なんです。これができない人は評価が下がるし、結局出世しないシステムになっているんですね。弁護士さんもまだ競争状況があまり厳しくないですから、そこら辺を少し手抜きをしても、まだお客さんが来るという状況なんだけれども、競争が厳しくなると、そここのところはもう手抜きできなくなります。だからアメリカなんか今宮本議長もおっしゃいましたけれど、むしろ質が、パフォーマンスがないとか、あるいは報酬が高すぎるとか、そっちのほうへ評価が移っているようなんですけれども、日本もそういうふうだんだんくなっていくとは思いますが、現在の苦情の現状を見る限りは、やっぱりハウレンソ

ウの不足ですね。これがよく行われますと、ほかのことも自然に解決できるようになるんですね。

だから、例えば例の弁護士職務基本規程の中にそういうクライアント、つまりクライアントに対するハウレンソウ、接触を十分行うことが弁護士の基本的な義務の一つだというようなことを何かの形ではっきり、あるいはそれは啓蒙の問題かもしれないし、検証の問題かもしれませんが、やっぱり基本的義務だということを鮮明にするような手だてというのは、いかがなものなんですかね。

（藤井事務次長）

昨年（2017年）の11月10日に臨時総会をやりまして、弁護士職務基本規程というのを制定いたしました。その中で、従来の弁護士倫理という総会決議を踏襲したものもかなりあるんですけども、依頼者との関係では幾つか新たな規定を置きまして、事件の受任に際しては、その事件の見通しなどを説明しなければならないというようなことと、それから結果の報告などについての規定をいたしました。アメリカの法曹倫理規範規則などには、非常に詳細に規定されているんですけども、日本の弁護士にはまだそこまではないのですが、幾つか重要な根拠になる規定があります。それと今まで契約書というのは、去年の3月までは作成しなくてもよかったんですね。努力義務だったのですが、去年の4月以降契約書を作成すること、それからその中で報酬に関して、また契約の範囲について必ず定めておくと、そういうことの義務づけを行いまして、その運用の中で、今までは弁護士に頼んでいくらなのかもわからない、終わってみないといくらなのかもわからないというふうに言われていた、少なくともそういうものはなくそうということで制度としては決めました。それがどれぐらい実効性が上がっているか、最近調査を始めたところではあります。

（片山委員）

私、今苦情のクレーム処理というか、トラブル処理のシステムを弁護士会の中で努力して構築されているので、一定の評価はしているんですけども、ちょっと中途半端だと思いますね。と言いますのは、先ほど伺っていて、クレームが来たときに、多分善意だと思いますけれども、当該弁護士に通報して、こういうクレーム来ているよと、こういう話をされた。これが一番まずいやり方なんですね。例えば県庁などでよくあるんですけども、県庁に対するクレームはまあいいです。そうじゃなくて、例えばこういうのがあったんですね。ある農協で食肉加工をやっているんですけども、そこで虚偽表示やっていますよという通報があったんですね。それが県庁に来るわけです。それをどうやって処理をしたかという、担当が農林部なんですね。農林部にそのクレームが来るわけですね。それをそのままファックスで農協に送るわけです。あんなのどここんな来ているぞと。それは悪意はないんですね。善意なんですけれども、もらったほうはこんちくしょうとなるわけですね。実名も入っていますから、そういう話になるんです。何が起こるかという、そのケースはたまたま白だったんですけども、もし黒だったら、まず証拠隠滅やりますね。それから口裏合わせやりますね。それから仕返しやるかもしれない。そういうことになるんですね。

だから、今のですと、私はあんまり機能しないんじゃないかと思うんですね。やっぱりチェッ

ク、トラブル処理というのは、当事者と距離感がないといけないと思いますから、そういう意味では、弁護士会の中でやるということは一定の限界があるんだろうと思うんですね。これから法曹がどんどんどんどんふえて、多分質の劣化も起こってくると思いますから、量がふえれば。そのときに司法まで行かずとも、ある程度簡便でアクセスできるようなクレーム処理、トラブル処理を、第三者的に中立な立場でレフリーのようなものを設けたほうがいいと思いますね。弁護士会以外に。若しくは弁護士会の中に設けるにしても、極めて距離感と中立性を担保できるものでなければいけない。ちょっと今のやり方ですと、私は非常に危惧を持ちますね。

と言いますのは、私のところは弁護士会が今28人ですけれど、お互いに顔見知りなんですね、弁護士の皆さん。相身互いですから、次は我が身とか。そうならないことをみんながちゃんとしても、世間はやっぱりあの人たちはお互いにかばい合うでしょうねと言って、それは見ますのですね。そういう疑いを持たれないためにも、やはり距離感を認定できるような仕組みを考えておけばいいと思いますね。

(高木委員)

綱紀委員会、懲戒委員会の委員の中で、弁護士さんが占める率というのは、過半数、上下どちらですか。

(藤井事務次長)

過半数です。

(高木委員)

今、片山さんがおっしゃられたように、やっぱり傷の舐め合いじゃないかという批判はどうしてもあるだろうし、その辺は、もちろん弁護士自治との関係で、過半数を弁護士さんだという気持ちはわからないでもないんだけど、ただ、そういうふうを受け取られる世間の感じ方。

もう一つ、懲戒処分の具体的な中身で除名と退会命令は効果は同じですよ。

(藤井事務次長)

同じというよりは、除名というのは弁護士資格がなくなるんです。退会命令というのは、弁護士となる資格はありますけれども、弁護士会登録していない状態になるということなんです。

(高木委員)

除名というのは弁護士でなくなるということですか。

(藤井事務次長)

弁護士となる資格が失われるんです。つまり、司法試験に合格して司法修習修了すると、弁護士となる資格がそこで出るということです。それで実際に登録しないと弁護士ではありません。登録した者が、つまり司法修習修了したという弁護士となる資格の部分が剥奪されるという、それが除名なんです。退会命令というのは、その入る前の状態、ちょっと言ってみれば弁護士となる資格はあるけれども、弁護士会の会員ではなくなるということです。

(高木委員)

一遍あることで懲戒処分を受けて、ほとぼりが冷めたら、また元に戻る可能性があるということですか。

(藤井事務次長)

資格としてはなくならないのですけれども、実際退会命令を、例えば東京で退会命令を受ければ、ほかの会に理論上は移れますけれども、ほかの会では懲戒がされているということになれば、まず受け付けません。そういう意味では、効果、結果としてはあんまり差がないんですけれども、登録が法律上できるかできないかという差が出てくるという、その違いなんです。

それと司法制度改革審議会でもずいぶんその議論が、ある意味激しくされて、弁護士会の懲戒を弁護士が多数握るところでやるのは如何なものかと。これは欧米諸国の各国の例を出しましたけれども、各国によって制度が違いますが、ドイツやフランスなどは独立の裁判所を構成しているんですね。ただ、その裁判所、普通の裁判所と違って、基本的には弁護士が半数をすべて占めているんですね。唯一の例外が、ドイツの最上級の裁判所で、これは3対2で逆転して弁護士のほうが少ないんですけれども、アメリカもそうなんです、弁護士に対する懲戒をする裁判所というのは、基本的にほかの裁判所と違って特別の裁判所を構成すると。それを裁判所でやるのか弁護士会でやるのかということは国によって違いますけれども、それは弁護士の制度の性格でないかなというふうに考えます。

(吉永委員)

業務停止命令と除名というのはどういうことなんですか。除名というのはもう終身ということですか。

(藤井事務次長)

終身ではないのですが、除名、退会命令というのは弁護士でなくなるんですね。

(吉永委員)

ということは業務ができないわけですね。

(藤井事務次長)

もちろんできません。

(吉永委員)

ですよ。その業務停止というのはどういうことですか。

(藤井事務次長)

業務停止というのは、弁護士ではあるんです。2年以内ですので、例えば6か月間業務停止となりますと、6か月間は弁護士としての仕事ができなくなる。6か月過ぎれば、また元に形の上では戻ります。

(ダニエル・フット委員)

単純な質問ですけれども、資料50の2の統計は、これは件数の合計ですが、人数で計算した場合は、この1000件は大体何百人ぐらいにあたるんですか。

(藤井事務次長)

この統計の取り方を実は変えて、例えば私に対する苦情ですね、ある人から私に対する苦情、同じ苦情がその年度の中で、5回言ってきても10回言ってきても1件というカウントをしています。

(ダニエル・フット委員)

そうですか。

(藤井事務次長)

はい。ですから、多い人は同じ弁護士に対する苦情も、極端に言えば毎週のように言ってくる人もいます。それは同じ年度の中で数えると、年の中で1件ということなんですね。ただ、言われた弁護士が、これ4千何百件ありますけれど、言われた弁護士がじゃあ実質何人なんだと。同じ人にAさんからBさんからCさんから来る場合がありますけれども、この統計は各弁護士会では把握しているのですが、これは全国から集計していますので、この中には出てこないの、そこはちょっとわからないんですね。

(ダニエル・フット委員)

なるほど。大体推定でいいんですけども、この合計5500ぐらいの件数ですけども、弁護士の人数ベースで考えれば、これは大体どのぐらいでしょうか。

(藤井事務次長)

弁護士が今2万1000人、去年ですと2万200人ということで、ただ、端的に言いますと、苦情が集中している人がやっぱりどこでもいますね。大阪に聞いても、これだけの苦情があるけれども、その中の1人に対して何十件も来ていますよというのもあるんですよ。ですから、実際に苦情を受けた弁護士が何パーセントいるかというのは、すべてでないんですけども、平均して、これですと4200件というのがトータルの数字なんですけど、弁護士への申立件数4253というのが右の2番目にあります。これが件数なんですけれども、その多分実数になるのは半分であると2000人ぐらいに対して4000件というような数字できていると思います。

(ダニエル・フット委員)

確かに先ほどの話で、同じ人に3件、4件ぐらいとなりますと、この人は問題のある人であるというようなことは、もちろん中にはそれはない人もありますけれども、そういう場合、同じ人に3、4件ぐらいが来たときに、弁護士会としてはどのような措置をとっているのでしょうか。

(藤井事務次長)

先ほど片山委員の言われたのがちょっと違うのは、苦情があってもすべてを伝えてはいないんです。本人が伝えることを希望する、あるいは了解して、なおかつそれがある程度は、当然の話ですけども、根拠があるというふうに判断した場合ということなんです。

このところ東京の三つの弁護士会などでは、弁護士会として懲戒請求をする、調査を命ずるというのが、年に1~3件ぐらいは出ております。それは大体同じ弁護士に対する苦情がかなりの数来ているのが大部分です。これはちょっとひどいのではないかとということで調査を命じて、弁護士会からその弁護士を懲戒する手続を開始します。

(吉永委員)

知りたいですよ。市民としては、今医療ミスのリピーターを公開をするという流れがあるんですけど、やはり中の問題だけにしていると、結局何回も、業界内では有名人のワルだけれど

も、私たちは全然知らなくて、そういう裁判慣れしている人の中の口コミで、あの人はちょっと危ないよみたいなことはあるかもしれませんが、本当にすぎるように相談に行った人が、またもや餌食になるというようなことを防ぎたいですね。どうしたら防げるのか考えるべきじゃないでしょうか。リピーターになった場合に、何かバッドマークを付けるとか、何か情報を私たちが知るという手だてを模索するということは不可能ですか。

（藤井事務次長）

難しいですね。つまり、弁護士会と各弁護士の関係というのは、基本的に各弁護士が独立して業務を行う、それを一定の範囲で行政的な監督をするという仕組みなものですから、弁護士会が一つの認定をするときに、この弁護士はだめな弁護士ですよ、この弁護士はいい弁護士ですよというそういう認定をするというのは根拠がなくできないですね。例えば苦情がこの弁護士5件あるけれども、じゃ5件ある弁護士はみんな悪いのかというと、その中身を調査しなければ判断できません。5件苦情があるということをはっきりと明らかにすること自体も、人によっては先ほど申し上げましたけれども、弁護士会の会長になっただけで3件懲戒請求されますから、それ自体がじゃあその人が悪いからというふうにも限らないですね。そういう情報をセレクトして、この弁護士はかなり危ない弁護士ですよという認定を弁護士会がするというのは、実際のところなかなかそういう意味では難しい。

（梶谷会長）

今、私どもも今ご指摘の問題については、非常に悩んで検討しているわけです。懲戒処分歴の公表というこの問題は、今私どもも議論をしつつあるわけですが、これはどの範囲にすべきかということが、単位会にいろいろ意見照会してもなかなか反対も多い。何も処分した者を公表すること自体がおかしいというのではなくて、その反面のいろんな問題があるということです。

それから、もう一つ被害が拡大するではないかというような恐れのあるような場合には、例えば東京弁護士会がいち早くし、かなりの弁護士会がそれをやっておりますが、いわゆる非弁提携弁護士というのがございますね。いわば名前だけ貸して、それでいわゆる取立屋みたいな者と組んで要するに弁護士違法違反に手を貸している弁護士がいるのですが、それが例えば1000件を超える事件を抱えてパンクしてしまうというような、被害者がたくさん出てくるというような例に関しましては、通常から言うと懲戒が確定してから公表するということですが、その前にいち早く公表して、しかもそれが新聞に出るというようなことも行ってはいます。ただ、おっしゃるような趣旨で十分かということ、今検討しているというところでございます。

（中川委員）

結局、その情報の保有に関して言えば、結局ユーザー側がゼロなんですね。それで弁護士会側が100%持っておるという問題なんですよ。ですから、さっきおっしゃったように、クライアントとしては注意のしようがないわけですね。同じことを繰り返すことないわけですから、ですから、結局弁護士会側が個別の情報を開示するのは私はやっぱり難しいと思います。それはいろいろ問題がある。けどもこういう苦情申立というものがあるんだと、中身がこういうものがありますと。ということはひっくり返して言えば、弁護士さんの中にも悪い人いっぱいいるんです

ということを弁護士会がやっぱり言うべきで、あとは消費者が賢くなってくださいよ、クライアントのほうも賢く勉強すべきですという、これはお互い消費者も教育しなければいけない。それから弁護士会の中も、やっぱりさっきのハウレンソウの教育をするという二面作戦でやっていただかないと、どうしようもないというクライアント側は問題があります。だから、やっぱり何らかの形で情報公開を進めていただいて、消費者さんよ、賢くなってくださいねということ、という点にじゃあ具体的に注意したらいいんですかということですね。さっきの契約を結ぶということが義務づけられているわけですから、そのときに依頼者のほうが、例えばこういう質問をしてみてくださいと。過去に懲戒されたことがありますかとか、ちゃんと報告していただけますか、連絡していただけますかと。ではそれを契約書の中に書いてくださいというぐらいのことを、これは弁護士自身のレベルアップにもつながるわけで、必ずしも悪いことではないわけですから、そういう教育をやっぱり消費者のほうにやっていただくということですか、僕は思いつかないんですがね。

(土屋委員)

「自由と正義」の後ろに綱紀・懲戒の事例集が載っていて、これ楽しみに、こういう弁護士さんがいるんだという事例が載っていますよね。あるとき読んでいて、ハッと気がついたんです。同じ人が載っているんですね。つまり一旦前に、例えば業務停止何か月間という軽い処分を受けた方がまた載っていたりするんですね。再犯なんです、まさに。サッカーの世界でも、イエローカード2回受けたらレッドカードに変わるでしょう。そういうシステムが、これは一種の基準の問題なんだと思うんですけど、そういう考え方ができないかなと思うんですよ。単年度で切っただけで、この件はこの年でこの処分と決めていってしまうと、何年かするとまた同じような名前が載っているというのがあるんですね。だけど何回もやれば、これはもう退会に相当してもいいんじゃないかと、私思ったりするんですよ。おそらくその後被害を受けている方結構いるんだろうと思って、そういうあたりの基準の見直しみたいなものの加重制度を考えていただけないかなと思うわけです。それで、運用の面での改善をもうちょっと考えていただけたらいいかなと思います。

いずれにしても、この新しい綱紀・懲戒制度は、非常に大変な議論を経てできた制度なので、なかなかここから先つくっていくのは難しいと思うんですけど、ただ、ちょっと注文がありまして、よく苦労してつくられた制度なので、まずこれをきちんと動かしていただきたいと思うんです。例えばこの弁護士白書を見ていくと、日弁連の綱紀・懲戒委員会の構成がどうなっているのか、そういうあたりについて書いていないんですよ。先ほど出ていたお話と同じなんですけれども、弁護士会の外からどういうふうに見えるのかとか、どういうふうに動いているのかとか、そういうあたり重要なのでやはりこういう弁護士白書みたいなところには書いていただけたらいいなというふうに思います。

(片山委員)

名前は公表になっているんですか、懲戒処分を受けた弁護士さんは。

(梶谷会長)

これは「自由と正義」という日弁連の機関誌がございしますが、それに必ず載せるわけです。戒告以上は全部載せるということになっている。ですからおっしゃるとおり、「自由と正義」に書いてありますから、私なんかは会長になる前ですけれども、これを公表してもいいじゃないかという考え方を持っておりました。弁護士制度改革推進本部の本部長代行を私はやっていたのですが、そのときに意見書を書いた一人でございますけれども、ただ、いろんな議論があります。それで土屋委員が言われたように、イエローカード的な形、これも一つの議論としてあるわけですが、3回やったら、もうそのときには公表するとかというようなことは、そのとおりだと思います。

それから加重制度に関しましては、日弁連は今のところ加重制度というのは明確にっていないんです。1件は1件という形で、ですからそういう意味で私どももずっと見ていますと、今から十数年前に業務停止になった人が何回かやって、最後は除名だというような例も、率直に言っているわけですね。そういった意味から言うと、そういう性行のある人は、いつかは破綻するなということを考えると、その前に加重制度もやってもいいのではないかという議論もあります。しかし、非常に慎重な議論もあるということで、問題点の所在は私はよくわかっているつもりですので、できるだけ早急に議論をしたいと思っております。

（高木委員）

今すぐということではないですが、これからだんだんその辺の国民が求めるレベルというのは、私は進化していきだろと思うんです。今、医療関係でも、医療機関評価、あの病院に入院したら、たくさん死んでいるよというところまで出せという話になってきていまして、もちろん比較的治療のしやすいレベルの患者が多いとか、死にかけばっかり来るとか、そういう客観的な条件もいろいろあるでしょうけれど、そういう意味での、平たく言うと、名医とヤブ医の評価みたいなものを国民は知りたがるわけですよ。だからそういう時代が、そのうち弁護士さんの世界でも競争が激しくなることもあるでしょうし、そういう面が出てくるんじゃないかと。弁護士さんお一人おひとりの、最近はホームページを出されるようになりましてけれど、どういう事件をやったことがありますというのを、もう少し普通の市民がアクセスすれば簡単にわかるような仕組みにしてくださらないと困ります。内科とか小児科とか外科だとかと同じように、少しわかるように書いてほしいなと思います。

（片山委員）

むしろ今までは宣伝は抑制されていたんでしょう。

（藤井事務次長）

現在は、業務分野、例えば特許関係の事件だったら、それは表示できるのですが、専門という言葉を使ってはいけません。専門認定の制度がないものですから、専門性があるかないかというのは判断できない。私は取り扱っている分野はこういう分野ですよという言葉では表示できます。

（片山委員）

これらが得意と書いたらだめなんですか。

（梶谷会長）

主観的な判断を出すというのはよくないというのが今までの議論で、現在はそういうふうになっています。ただ、本当にそうかなという議論もありまして、これもいずれ見直さなければならぬと思っています。

(片山委員)

でもそれはやっぱりマーケットというか、クライアントが判断するんだと思います。例えば離婚得意とかいっても、行ってみたけれど大したことがなかったというのは、広まりますからね。だから、やっぱり本人がプレゼンテーションして、それが世間から評価されるというプロセスがないといけないと思う。何やっているかわからないという不安ですよ。

(井手副議長)

そうこうしているうちに時間が迫ってまいりました。

(毛利委員)

1個だけ付け足して、今の評価に関してなんですけれど、インターネットにYahoo!オークションというのがあるんです。ハンドルネームを持った人が物の売り買いをして、お互いのことを全然知らないわけです。出品している人にも、それに応募してくる人にも、それまでYahoo!オークションでやりとりをした相手の評価が一緒にくっついているんですね。この人とやったらニコニコマークが付いていて、すごくスムーズな取引ができましたと。文言を見るとそれがいちゃもんであればすぐわかる。先ほどの、会長だから批判されたなんていうのはすぐにわかるようになっていて、例えばそういうシステムに若い人に参加してもらって、別立てでそういうシステムでお互い評価する、消費者がアクセスできるようにつくっておいて、そういう情報開示の中の輪に入っている弁護士さんが儲かれば、それができるんですよ。

(藤井事務次長)

アクセスした人が笑顔マークが幾つという話ですよ。

(毛利委員)

しかもそれは言葉が付いていますから、内容はおおよそわかるんです。

(片山委員)

故意の誹謗中傷なんかは付きませんか？

(毛利委員)

付いているかもしれませんが。それはもう読み取るしかないですね。

(井手副議長)

それはありましたね。この間、大阪でYahoo!オークションで、特定の出品者に対して虚偽の評価を付けて、名誉毀損で逮捕されました。なかなか難しいですね、このシステムを実施するのは。

(山本事務次長)

必ず相手方がいるので、相手方からクレームという形で、そういうものには書き込まれるとか、そういうこともありますし、しかも、それをチェックする方法がないんですよ。

(毛利委員)

いずれにしても、IDがあるので、嘘は書けないですね。IDがあるんですよ。

(井手副議長)

ところが、結局実際にオークションに参加して落としておいて、お金払わないで文句だけ書くというケースもありましたね。

それはともかくとして、いずれにしても、窓口の問題については、弁護士さんについて、もっとこれからサービスを向上していかなければいけないという部分と、それからトラブルを避ける、あるいは減らしていく、この両面の議論があると思うんですね。それできょうの議論もその両面の議論が出ておまして、それとあと具体的に体制をどうする、窓口体制の部分のことから考えると、あるいは弁護士会内での規約とか、会内での体制整備をどうするのかという、幾つかの論点がありました。いずれにしても、まだもう少し議論を聞いてみたいなという気もいたしますし、これはきょうの分はまとめにしましても、いずれにしても次回に継続ということによろしゅうございましょうか。

ではちょっと時間もオーバーしておりますので、これで一応本日の審議は終了させていただきたいと思います。

次回の議題と日程については、とりあえずこれを継続するということはよろしゅうございませうか。その上であと追加の議題については、また事務局とも相談した上で決めてお知らせいたしたいと思います。次の開催日ですが、山本事務次長お願いします。

(山本事務次長)

4月12日火曜日の午後が、一番ご出席可能な方が多い日となっております。この日にさせていただいてよろしいでしょうか。ちなみにこの日難しい方は、ダニエル・フット委員と中川委員、それから 印が片山委員という状況でございます。申し訳ないのですが、いかがでしょうか。もしこの日でよろしいということであれば、時間は今日と同じように2時から4時ということはいかがかと考えておりますので、ご検討いただければと思います。

(井手副議長)

年度が替わって、やっぱり4月中にできればやりたいなというふうにも議長とも話しておったのですけれども、一部の委員の方には申し訳ないのですが、いかがでございましょうか。とりあえず12日の午後2時という事務局のほうからご提案がございましたが、よろしゅうございませうか。では、次回については4月12日の午後2時からということによろしくお願いします。

4 閉会

(宮本議長)

どうもご苦労さまでございました。最後に副会長から一言。

(岩井副会長)

本日、二つのテーマについて大変熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。特に1番目の法廷での被告人の服装問題につきましては、私ども弁護士会も大変関心持っていたわけですけれども、今日のご議論をいただきまして、法廷における被告人の地位という視点からとりまとめをいただくということで、私ども裁判員制度を本当に被告人の人権という視点からも、

非常に重要だというふうに思いますし、特に無罪推定原則との関係というのは、刑事訴訟法の大きな柱でございますので、そういう観点で考えていただいたということを本当に感謝しております。「刑事手続の在り方等に関する協議会」もかなり佳境に入っておりますので、その中でぜひとも要望書を取りまとめいただければ、それを十分生かさせていただきたいなと思っております。

それからもう一つの依頼者の苦情処理システムにつきましては、大変いろいろとご示唆をいただくようなお話をいただきまして、私どもの取り組みもまだまだ不十分なところがありますけれども、今日のご意見を参考にさせていただきながら、これから情報のあり方とか、運用の改善に向けて取り組みをしたいと思っております。もちろん継続審議ということでございますので、これからもどうぞご提案をいただきたいと思っております。

それから最後ですけれども、先ほど梶谷会長からも話がありましたけれども、資料38の2の日本司法支援センターに関する要望書ですけれども、これはたまたま私が11月12日の司法制度改革推進本部の顧問会議に出まして、プレゼンテーションをさせていただいた際、資料として提出いたしました。日弁連の3年間の取り組みについての報告を行いました。特に支援センターにつきましては、これから大きな取り組みが要求されるという中で、要望書の三つの柱が重要な内容を含んでおりましたので、大変皆さん関心持っておられました。この服装問題も同じようにまとめていただきますと、要望書として生きてくると思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(宮本議長)

それでは、日弁連の第5回市民会議を閉会させていただきます。きょうはどうもありがとうございました。(了)